

進めよう「住まいの耐震化」

ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内



- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

簡易耐震診断推進事業

「簡易耐震診断」を申し込んでください

簡易耐震診断員を派遣します

- 必要な費用の 1 割の負担で診断できます。
- 共同住宅（長屋を含む）も対象となります。
- ※お問い合わせは 加東市 都市政策課まで

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

ひょうご住まいの耐震化促進事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」
簡易耐震診断を実施した
診断員がお答えします。

一人でも多くの方に耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住まいを建て替えたい方は

住まいに住み続けたい方は

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

家全体をしっかりと
改修したい

部分的な改修
をしたい

命だけは
守りたい

住宅建替補助

耐震改修工事でなく、
建替えによって安全性
を確保する場合に補助
します。

住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地
震に対する十分な安全
性を確保する場合に補
助します。

部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事
を実施する場合に補助
します。

防災ベッド等設置助成

耐震改修工事でなく、
命を守る最低限の対策
として防災ベッドを設
置する場合に補助しま
す。

※契約後の補助金申請は出来ませんので、ご注意ください。

補助内容の詳細については、
加東市 都市政策課 (TEL:0795-43-0517) までお問い合わせください。

住宅耐震化補助 まず、計画策定費補助を申請していただき、その完了後に改修工事費補助の申請となります。

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方
加東市内に対象となる住宅を所有する方
- (2) 対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む）
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
イ 違反建築物でないもの
ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
- (3) 対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- (4) 補助額
戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円
共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

住宅耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方 **業者登録必要**
加東市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の県民の方（個人）
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
- (3) 対象となる費用
① 地震に対する安全性を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附帯工事を含む)に要する費用
② 耐震改修を行う室の内装工事に要する費用（家具工事、設備工事を除く）
- (4) 補助額
戸建住宅

対象となる費用 (万円)	50~	100~	200~	300~
補助額 定額 (万円)	50	80	110	130

共同住宅 補助率1/2 限度額40万円/戸

部分型耐震化補助 部分的な改修工事を実施する場合は、3つの補助メニューから選択することができます。

簡易耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方 **業者登録必要**
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用
耐震性能を改善（改修後の耐震診断の結果、「やや危険」又は「安全」となるもの）するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

シェルター型工事費補助

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への市が認める耐震シェルターの設置に要する費用
- (4) 補助額 50万円又は10万円（定額）

屋根軽量化工事費補助

- (1) 対象となる方 **業者登録必要**
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（耐震診断の結果、「やや危険」と診断された木造戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅の屋根を軽量化する工事に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

※業者登録：H29より、「兵庫県住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県HPで公表できる事業者との契約が必要となります。
【登録制度の問い合わせ先】兵庫県住宅政策課 (TEL: 078-362-3611)

住宅建替補助

建替によって安全性を確保する場合の補助メニューです。

- (1) 対象となる方 詳しくはお問い合わせください
対象となる住宅を建て替えようとする方
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ（一部要件が異なるので、ご確認ください）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅の現地建替えに要する費用（除却費を含む）
- (4) 補助額 100万円（定額）

防災ベッド等設置助成

命を守る最低限の対策への補助メニューです。

- (1) 対象となる方 詳しくはお問い合わせください
対象となる住宅に居住する方
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ（一部要件が異なるので、ご確認ください）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用
- (4) 補助額 10万円/台（定額）